

塩谷町告示第 51 号

塩谷町電子署名規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町電子署名規程

令和6年3月26日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、塩谷町文書取扱規程(平成14年塩谷町訓令第8号)第20条第6項の規定に基づき、職員が職務上作成した電磁的記録が真正なものであることを認証する電子署名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(2) 職責証明書 職員がその職責のもとに電子署名を行うために作成される証明書をいう。

(3) 職責証明書管理者 職責証明書を管理する者をいう。

(4) 登録分局責任者 登録分局(地方公共団体組織認証基盤(地方公共団体が町民、事業者等の間で実施する申請、届出等の手続又は地方公共団体間の文書のやり取りを電子文書で行う場合において、電子署名の手段を提供するための仕組みをいう。))において、町が担う業務を運営するための組織をいう。)の業務を統括し、登録分局の所属職員を指揮監督する者で、総務課長をもって充てる。

(電子署名)

第3条 電子署名は、職名によるものとし、職責証明書管理者が職責証明書をを用いて行うものとする。

2 電子署名の職名及び職責証明書管理者は、次の表のとおりとする。

職名	職責証明書管理者
町長	総務課長

## (職責証明書の発行)

第4条 職責証明書を発行しようとする者は、証明書発行申請書に職責証明書を格納する電磁的記録媒体を添えて、これを登録分局責任者に提出し、登録分局責任者の承認を受けなければならない。

2 登録分局責任者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請を承認するときは、職責証明書及び同項の規定により提出された電磁的記録媒体に当該職責証明書を格納したもの(以下「格納媒体」という。)を申請者に交付するものとする。

## (職責証明書の更新)

第5条 職責証明管理者は、職責証明書の有効期間の満了後引き続き当該職責証明書を利用しようとするときは、当該有効期間の満了する日の10日前までに、証明書更新申請書に格納媒体を添えて、これを登録分局責任者に提出し、登録分局責任者の承認を受けなければならない。

2 登録分局責任者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請を承認するときは、有効期間を更新した職責証明書及び格納媒体を申請者に交付するものとする。

## (職責証明書の廃止)

第6条 職責証明書管理者は、職責証明書の有効期間が満了したときは、登録分局責任者に届け出なければならない。

## (職責証明書等の管理)

第7条 職責証明書管理者は、職責証明書及び格納媒体に関し、紛失、盗難その他の事故がないよう、厳重に保管及び管理しなければならない。

2 格納媒体には、職名、職責証明書管理者名及び使用用途等を明記し、格納されている電磁的記録を、人の知覚によって認識できるようにしておかなければならない。

3 格納媒体は、所定の保管箇所以外に持ち出してはならない。

4 職責証明書及び格納媒体の使用については、職責証明書管理者その責めを負う。

5 職責証明書管理者は、格納媒体の盗難、紛失、破損又は偽造の事故があったときは、直ちにその旨を登録分局責任者に報告しなければならない。

(電子署名の付与)

第8条 電子署名の付与を受けようとする書類と相違ないことを職責証明書管理者に提示し、その確認を受けなければならない。

2 職責証明書管理者は、前項の規定により提示された決裁済みの文書その他の確認書類を確認し、電子署名を付与することが適正であると認めたときは、当該電子文書に電子署名を付与するものとする。

3 各課専用を除く町長の電子署名を付与しようとする際は、職責証明書管理者に電子署名を行う電磁的記録及び原義並びに所要事項を記載した電子署名使用簿(別記様式)を提示し、その承認を受けなければならない。

4 電子署名は、執務時間中とする。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

(職務代理の場合の電子署名)

第9条 町長に事故等があるため、他の職員が職務代理者となりその職務を代行する場合には、職務代理者は、町長の電子署名を使用することができる。

(格納媒体の廃棄)

第10条 不要となった格納媒体は、焼却又は裁断等の適切な方法により、登録分局責任者が廃棄するものとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、電子署名に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

